⑵　提案について
ⓐ　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「一次支保工（Ｄ３ａ－１・Ｄ３ａ－２区間）における施工方法の工夫とその効果」及び「覆工コンクリート（インバート・坑門工は除く。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果」についての評価の配点はそれぞれ20：10とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。
ⓑは第１号３⑵ⓑに同じ。
⑶、⑷は第１号３⑶、⑷に同じ。
４　入札手続等
⑴から⑸ⓒまでは第１号４⑴から⑸ⓒまでに同じ。
ⓓ　開札は、平成26年５月20日午後２時30分　近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。
５は第１号５に同じ。
６　Summary
⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹　the same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Maze Tunnel in Yoka Hidaka Road

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 26 年１月 24 日
東日本旅客鉄道株式会社　契約責任者
常務取締役事業創造本部長　森本　雄司
◎調達機関番号　102　◎所在地番号　13
１　事業概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　事業名　さいたま新都心ビル（仮称）新築事業
⑶　事業主体　東日本旅客鉄道株式会社　事業創造本部（以下「当本部」という。）
⑷　事業場所　埼玉県さいたま市中央区新都心11番地
⑸　事業概要　さいたま新都心ビル（仮称）新築事業（以下「本事業」という。）は、さいたま新都心ビル（仮称）（以下「施設」という。）に係る「設計」、「工事監理」、「建設工事」並びに「施設の一部（以下「オフィス部分」という。）の定期建物賃貸借及び／又は区分所有」を主な事業内容とする。
・敷地面積2,750㎡　最大容積率1,000％　地上約20階　最大高さ100m
主な用途　飲食店、物販店、ホテル、オフィス
詳細は、別冊資料「さいたま新都心ビル（仮称）新築事業　業務要求水準書」（以下「業務要求水準書」という。）による。
⑹　事業期間　平成29年６月30日まで（施設の竣工（標準工期）及び引渡し、オフィス部分の定期建物賃貸借及び／又は区分所有の開始）
⑺　事業の実施形態
①　本事業は、施設の「設計」、「工事監理」、「建設工事」並びに「オフィス部分の定期建物賃貸借及び／又は区分所有」に関する事業提案型発注方式による事業である（以下、本事業における設計、工事監理、建設工事、オフィス部分の定期建物賃貸借及び／又は区分所有に係る各業務をそれぞれ「本件設計業務」、「本件工事監理」、「本件建設工事」「本件賃貸借等」といい、本入札の落札者を構成する企業と契約責任者との間で前記各業務について締結する契約をそれぞれ「本設計等請負契約」、「本監理業務委託契約」、「本工事請負契約」、「本定期建物賃貸借契約及び／又は建物譲渡特約付定期借地契約」といい、これらの各契約と本事業合意書（２⑸⑥に定義。）を合わせて「本契約」という。）。
②　本事業は、事業提案書提出時に「設計の考え方」、「建設工事方法」並びに「オフィス部分の賃借に関する賃借料等契約条件（及び／又はオフィス部分の区分所有に関する出資額）」の提案を受け付け、本件業務（２⑴①に定義）に係る入札価格以外の要素と、本件建設工事費（入札価格）並びにオフィス部分の賃借料及び／又は区分所有に関する出資額の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用事業である。
③　本件建設工事は、工事内容の一部（杭工事）が、既設の東北本線の営業線に近接する工事である。建設工事に際しては、列車運行の安全確保はもとより、既設構造物に有害な影響を与えないよう、建設工事者（２⑴②に定義）の責任において、入札説明書及び業務要求水準書の内容を遵守するとともに、列車運行、周辺の交通などの本事業施工上の安全及び本事業の品質を確保し、施工すること。また、これ以外の現場周辺の近隣住民、隣接建物及び周辺交通に対しても十分に配慮し、安全を確保して施工すること。
④　本事業に関係する施設のテナント工事等は別途発注とする。これらの各工事担当者と連絡調整をとり本事業を進めること。
⑤　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認により、本事業の手続に変更が生じる可能性がある。
２　入札参加に必要な資格要件
⑴　入札参加を希望する者の組合せ等
①　本入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、本件設計業務、本件工事監理、本件建設工事の各業務を請け負うことを予定する各企業並びに本件賃貸借等を予定する一企業の複数の企業によって構成するグループとする（以下、本件設計業務、本件工事監理、本件建設工事及び本件賃貸借等の各業務を総称して、「本件業務」という。）。なお、入札参加希望者は、自己を代表して申込手続きを行う企業を定めるものとする。
②　入札参加希望者は、申込手続きにあたり、入札参加希望者を構成する企業（以下「入札参加希望者の構成員」という。）のいずれが、本件業務のいずれに携わるのかを明らかにして、入札参加申請書及び入札参加希望者の構成員それぞれの参加資格確認申請書（以下、合わせて「申請書等」という。）を提出する。本件設計業務を請け負うことを予定する者（以下「設計者」という。）、本件工事監理を請け負うことを予定する者（以下「工事監理者」という。）、本件建設工事を請け負うことを予定する者（以下「建設工事者」という。）並びにオフィス部分を賃借及び区分所有することを予定する者（以下「賃借人」という。）の各業務を担当する者はそれぞれ別の入札参加希望者の構成員とすることができるが、上記①の規定にもかかわらず、同一の入札参加希望者の構成員が、これら各業務のうち複数あるいは全てを兼ねることもできる。ただし、賃借人については、賃借する者と所有する者を分けること、あるいはフロア毎に複数の賃借人又は所有者とすることは認めず、オフィス部分全体について１者（一企業又は一企業グループ）でなければならならず、かつ、竣工後９年間の入居を拘束条件とする。
③　入札参加資格確認結果の通知後は、入札参加希望者の構成員の変更又は携わる業務の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、入札参加希望者の構成員の変更又は携わる業務の変更をしようとする入札参加希望者は、契約責任者にすみやかに通知し、事業提案書の提出前までに契約責任者との間で協議し、契約責任者がその事情を検討のうえ当該変更を認めた場合はこの限りではない。なお、この場合においては、速やかに「構成員変更届」を作成のうえ提出すること。
④　入札参加希望者の構成員のいずれかが他の入札参加希望者の構成員となること、及び、入札参加希望者の構成員と資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加希望者の構成員となることは認めない。
上記「資本関係又は人的関係のある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。
ア）資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ａ　親会社と子会社の関係にある場合
ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
イ）人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ｂについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ａ　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
ｂ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
ウ）その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合